

平成27年 3月31日

自動車局

## 平成25年度自動車のリコール届出内容の分析結果について

国土交通省では、自動車の設計又は製造ミスの防止並びにリコール対象車の回収・修理の適切な実施に資するため、リコール届出内容とその傾向を分析し、その結果を公表しています。

この度、平成25年度の分析結果の詳細がまとまりましたので、公表するとともに関係業界に通知することとしました。

## 平成25年度の分析結果概要

(注) カッコ内は、前年度の数値又は前年度との増減率を示す。

## 1. 自動車のリコール届出

## ① リコール届出件数及び対象台数

・リコール届出件数は、303件（308件・2%減）であり、前年度より5件減少した。

・リコール対象台数は、7,979千台（5,613千台・42%増）であり、前年度より増加（2,366千台増）した。これは、平成25年度において、上位10件が25万台を超えるリコール届出であり、その1件当たりの平均対象台数は約55万台となっているなどの、大規模な対象台数の届出があったこと。また、届出1件当たりの平均対象台数が増加したためと考えられる。

・国産車は、201件（217件・7%減）、7,714千台（5,411千台・43%増）であり、前年度よりリコールの届出件数は減少し、対象台数は増加した。

・輸入車は、102件（91件・12%増）、264千台（202千台・31%増）であり、リコールの届出件数、対象台数ともに前年度より増加した。

## ② 車種（用途）別リコール届出件数

・リコール届出件数は、乗用車127件（96件・32%増）、二輪車41件（23件・78%増）及び乗合車39件（35件・11%増）については前年度より増加し、貨物車50件（86件・42%減）及び特殊車53件（55件・4%減）については減少した。（合計336件であり、①の303件より多くなるが、これは、リコール届出が複数の車種にまたがる場合には、区分ごとに集計しているためである。）

③ 電気自動車及びハイブリッド自動車におけるリコール届出件数

・平成25年度の車種（用途）別の電気自動車及びハイブリッド自動車の特有の構造等に起因する届出で、「全体」の届出件数の合計は13件（9件）で、国産車は13件（8件）、輸入車は0件（1件）であった。車種別では、乗用車（軽乗用車含む）10件（5件）、貨物車（軽貨物車含む）2件（4件）、乗合車1件（0件）であった。

④ 先進安全自動車（ASV）の技術に関するリコール届出件数

・ASVの技術に関するリコール届出（平成21年度～25年度）については、国産車において、平成25年度にACG及び衝突被害軽減ブレーキの双方に係るもので1件の届出、衝突被害軽減ブレーキで1件の届出があり、平成24年度に衝突被害軽減ブレーキの届出が1件あった。

⑤ 不具合発生原因の届出件数及びその割合

・不具合発生原因別のリコール届出件数は、設計に係るものが205件（225件・9%減）で全体の60%（64%）を占め、製造に係るものが136件（126件・8%増）で全体の40%（36%）となっている。（合計341件であり、①の303件より多くなるが、これは、リコール届出が複数の原因にまたがる場合には、区分ごとに集計しているためである。）

⑥ 電子制御部品の不具合に関連する届出についての届出件数

・電子制御部品の不具合に関連する届出の届出件数の合計は、63件（50件・26%増）で、装置別の合計届出件数341件に対する割合は18.5%（14.2%）で、前年度より4.3ポイント増加している。

## 2. 特定後付装置のリコール届出

特定後付装置（タイヤ、チャイルドシート）のリコール届出は、チャイルドシートについては届出件数1件、対象装置数13,459台、タイヤについては届出件数1件、対象装置数1,204,707本であった。

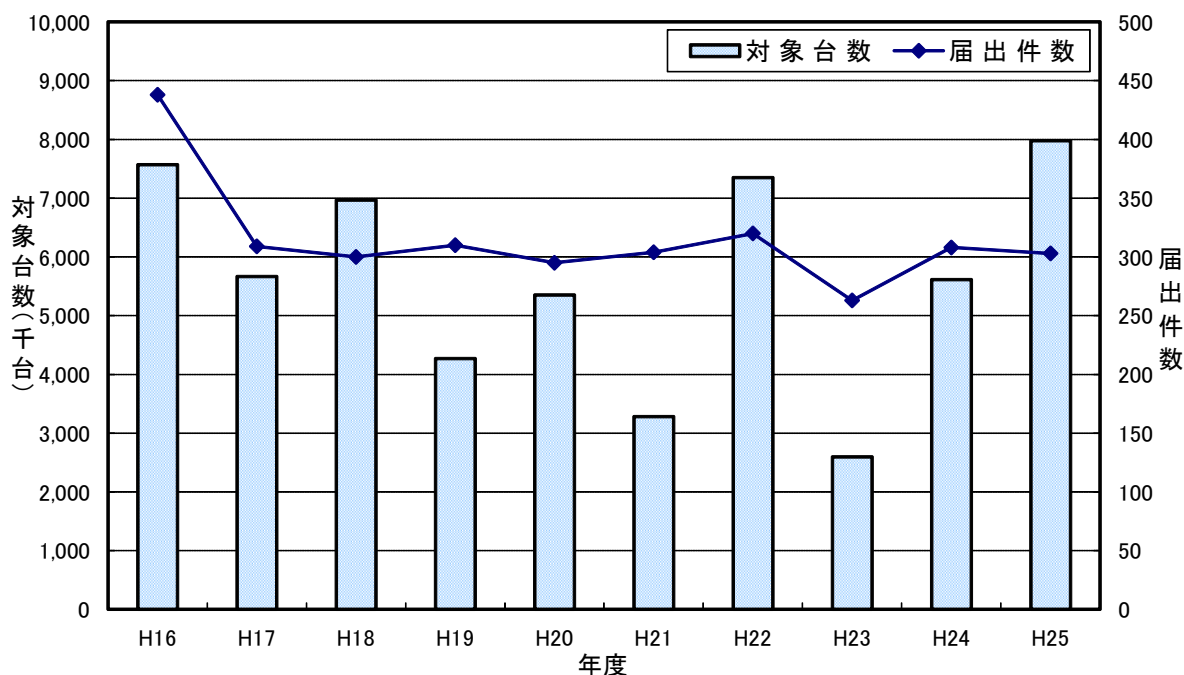
※「平成25年度自動車のリコール届出内容の分析結果」の詳細については、<http://www.mlit.go.jp/RJ/> 参照。

(参考)

1. 自動車のリコール届出件数及び対象台数の年度別件数

(昭和44年度～平成25年度)

年度	国産車		輸入車		計	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
44	76	2,561,623	89	8,610	165	2,570,233
45	24	1,495,096	10	2,078	34	1,497,174
46	10	794,893	8	1,955	18	796,848
47	16	190,695	15	4,769	31	195,464
48	6	662,877	12	6,412	18	669,289
49	6	108,887	7	2,889	13	111,776
50	8	56,342	13	3,670	21	60,012
51	9	151,518	11	3,399	20	154,917
52	15	1,675,857	7	7,958	22	1,683,815
53	21	710,252	11	8,942	32	719,194
54	8	189,477	9	5,551	17	195,028
55	17	502,331	7	13,117	24	515,448
56	12	460,925	6	11,425	18	472,350
57	15	467,577	6	5,277	21	472,854
58	20	470,907	8	1,877	28	472,784
59	11	585,767	8	28,481	19	614,248
60	6	138,397	21	26,377	27	164,774
61	10	176,305	20	9,841	30	186,146
62	23	1,323,055	25	78,238	48	1,401,293
63	15	632,721	28	123,658	43	756,379
元年	18	1,044,198	27	35,827	45	1,080,025
2	17	1,266,116	40	70,040	57	1,336,156
3	32	1,341,101	54	203,487	86	1,544,588
4	16	1,026,896	42	251,344	58	1,278,240
5	21	369,806	34	122,009	55	491,815
6	14	1,722,353	36	119,721	50	1,842,074
7	10	52,880	35	101,337	45	154,217
8	14	1,913,722	44	192,645	58	2,106,367
9	42	2,355,792	41	229,227	83	2,585,019
10	44	680,216	49	448,935	93	1,129,151
11	58	1,616,215	74	255,875	132	1,872,090
12	112	2,151,728	64	259,112	176	2,410,840
13	93	2,926,499	76	364,378	169	3,290,877
14	104	2,784,850	66	227,024	170	3,011,874
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
22	237	7,166,785	83	181,507	320	7,348,292
23	180	2,423,068	83	171,169	263	2,594,237
24	217	5,411,283	91	201,696	308	5,612,979
25	201	7,714,208	102	264,431	303	7,978,639
合計	3,287	92,188,476	1,993	6,699,426	5,280	98,887,902



## 2. 特定後付装置のリコール届出件数及び対象装置数 (平成16年度～平成25年度)

年度	国産装置		輸入装置		計	
	件数	対象装置数	件数	対象装置数	件数	対象装置数
16	1	6,196	2	100	3	6,296
17	0	0	1	435	1	435
18	0	0	0	0	0	0
19	3	123,428	0	0	3	123,428
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	0	0	1	1,017	1	1,017
23	1	45,624	0	0	1	45,624
24	1	14,396	0	0	1	14,396
25	1	1,204,707	1	13,459	2	1,218,166
合計	7	1,394,351	5	15,011	12	1,409,362

## 3. 自動車のリコール制度の概要

自動車の不具合による事故の未然防止を図るため、昭和44年度にリコール制度が創設され、平成7年からは、道路運送車両法においてリコールの勧告制度、罰則の適用等の規定が整備されました。また、自動車のリコールに関する不正事案が発生したこと等から、平成14年7月に道路運送車両法を改正し、リコール命令、罰則の強化、後付装置リコール制度（タイヤ・チャイルドシート）の規定を設けたところです。

リコールが届出された場合、自動車メーカー等は、リコール届出直後から、ダイレクトメールでのユーザーへの通知等により、早期に回収・修理のための措置を講じることとされています。